

令和5年度 第2回 東京都北区防災会議 議事要旨

■開催日時 : 令和6年3月26日(木曜日) 15時00分から15時50分

■開催場所 : 北区防災センター大研修室

■出席者 : 55名のうち代理出席9名、欠席13名
詳細は別表のとおり

■次第 :

- 1 開 会
- 2 会長挨拶
- 3 委員紹介
- 4 議 事

(1) 審議事項

- ① 東京都北区地域防災計画の改定について 【資料1】
- ② 東京都北区防災会議の委員構成一部見直しについて 【資料2】

(2) 報告事項

- ① 防災対策特別委員会報告事項について 【資料3】
- ② 北区マンション防災マニュアルの策定について 【資料4】
- ③ 北区帰宅困難者対策指針の策定について 【資料5】
- ④ 令和5年度北区防災対策事業の主な実績 【資料6】
- ⑤ 令和6年度北区防災対策事業の概要 【資料7】
- ⑥ その他

5 閉 会

■配布資料 :

○ 次第

○ 委員名簿

【資料1(審議事項1)】

○ 東京都北区地域防災計画の改定について

○ (別紙1)東京都北区地域防災計画(素案)のパブリックコメント実施結果

○ (別紙2)パブリックコメント実施結果を踏まえた修正点

○ (別冊)東京都北区地域防災計画(案)

【資料2(審議事項2)】

○ 東京都北区防災会議の委員構成一部見直しについて

【資料3(報告事項1)】

○ 防災対策特別委員会報告事項について

【資料4(報告事項2)】

○ 北区マンション防災マニュアル

【資料5(報告事項3)】

○ 東京都北区帰宅困難者対策指針

【資料6(報告事項4)】

○ 令和5年度北区防災対策事業の主な実績

【資料7(報告事項5)】

○ 令和6年度北区防災対策事業の概要

■会議の傍聴：公開

■傍聴者数：3名

■議事の要旨：

1. 開会

○危機管理室長

皆様、お待たせをいたしました。ただいまから令和5年度第2回東京都北区防災会議を開会いたします。

本日、議事に入りますまで進行を務めさせていただきます、危機管理室長の小宮山でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

初めに出席者数の確認でございます。本日の出席者数は37人です。東京都北区防災会議条例第5条の規定によりまして、委員総数の2分の1以上の方々の出席いただいておりますので、会議は成立しております。

2. 会長挨拶

○防災・危機管理室長

それでは開会にあたりまして、北区防災会議会長の山田加奈子区長より御挨拶をさせていただきます。

○山田区長

皆様、こんにちは。本日は年度末の大変お忙しい中、第2回目の防災会議に御出席を賜り、心から感謝申し上げます。また、皆様には各分野におきまして日頃から北区、区民の皆様のために昼夜を問わず安心安全、様々な取り組みに御尽力をいただいております。合わせて心から感謝申し上げたいと思います。いつも本当にありがとうございます。

今年は元旦に起こりました能登半島地震、この衝撃的な災害から始まる1年でありました。まさに今もなお復旧活動に尽力されている方々、被災地で頑張っている国民の方々がいらっしゃいます。私たちも能登半島地震の教訓を北区で、また都心で起きた場合の教訓としてしっかりと生かしていくことが、応援する意味にもつながるのかと思っております。改めて被災地の1日も早い復興をお祈りしたいと思います。

また、併せて最近では千葉県沖でも比較的強い地震が頻発しております。首都直下の地震が迫ってきているのではないかとこの切迫感も感じられるところです。こういった背景を含めて今、皆様のお時間をいただきながら防災会議の中で地域防災計画の見直しをさせていただいております。区民の生命と財産を守る、その根幹である計画がより実効性の高いものになっていくことが重要だと思っております。

皆様には今日の議題といたしまして地域防災計画の改定について、また今日はもう1つ委員の皆様の変更についても御相談をさせていただきたいと思っております。この2点について、今日はお時間をいただきます。どうぞ忌憚のない御意見をいただきますよう、改めてお願い申し上げます。どうぞよろしくお願いいたします。

3. 委員紹介及び資料確認

○防災・危機管理室長

それでは次第に従いまして、まず資料の確認をさせていただきます。順に読み上げさせていただきます。まず一番上から本日の次第、その下に委員名簿がございます。続きまして右上に資料1【審議事項1】東京北区地域防災計画(案)について、【別紙1】東京都北区地域防災計画(素案)パブリックコメント実施結果、【別紙2】といたしましてパブリックコメント実施結果を踏まえた修正点、別冊といたしまして東京都北区地域防災計画(案)がそろっているかと思っております。続きまして資料2【審議事項2】です。東京都北区地域防災会議の委員構成一部見直しについてです。

続きましてここからは報告事項でございますが、資料3【報告事項1】防災対策特別委員会報告事項についてです。続きまして資料4【報告事項2】北区マンション防災マニュアルです。続きまして資料5【報告事項3】北区帰宅困難者対策指針です。続きまして資料6【報告事項4】令和5年度北区防災対策事業の主な実績です。続きまして資料7【報告事項5】令和6年度北区防災対策事業の概要です。以上10点となっております。過不足がございましたら挙手をお願いいたします。大丈夫でしょうか。

それでは、以降の議事につきましては山田区長に進行をお願いいたします。では会長、よろしくお願いいたします。

4. 議事

○山田区長

それでは議事に入りたいと思います。(1)審議事項①東京都北区地域防災計画の改定(案)について、事務局から説明をお願いいたします。

○地域防災計画担当副参事

北区地域防災計画を担当しております宇野と申します。私から審議 1 となります東京都北区地域防災計画の改定(案)について御説明させていただきます。恐れ入ります。座って説明いたします。

それではお手元の資料 1【審議事項 1】と書かれました A4 縦 1 枚の資料を御用意ください。初めに要旨です。東京都北区地域防災計画の改定につきましては、令和 4 年 3 月 31 日の本会議におきまして改定することを付議、決定いたしまして、令和 4 年度、5 年度の 2 カ年をかけて改定に取り組んでまいりました。

この間、関係する各機関からの御意見、また東京都の地域防災計画等の上位計画の改定の内容を踏まえて改定(素案)を策定し、素案につきまして東京都との事前協議及びパブリックコメントを実施いたしまして、このたび改定(案)を取りまとめましたので、本日の議題として付議させていただきます。

次に 2 のパブリックコメントの実施結果について御報告いたします。お手元資料 1【別紙 1】パブリックコメントの実施結果を御覧ください。今回のパブリックコメントにつきましては、昨年 12 月 11 日～本年 1 月 16 日までの約 1 カ月間の募集期間におきまして、20 名の方から 145 件の御意見をいただきました。御提出いただきました御意見、それに対する区の考え方につきまして、何点か抜粋して御紹介いたします。

初めに震災対策編について No. 1 です。こちらでは、「いつとき集合場所」に関して滝野川第二小学校の指定について、火災の危険性が高いため、より安全な場所を利用すべき、との御意見をいただいております。これに対する区の考え方としては、いつとき集合場所の指定については自主防災組織からの御要望により、警察署及び消防署との協議の上指定しておりますので、該当する自治会に御意見をお伝えしてまいります、と回答させていただいております。

恐れ入ります資料 4 ページまでお進みください。No. 42 です。こちらでは、避難所とその運営はスフィア基準に則ったものにすべきである、という御意見をいただいております。これに対して、スフィア基準の重要性は認識しているところですが、まずは国や東京都が示す基準を前提に災害対策に努めてまいります、と回答させていただいております。

続いて 9 ページまでお進みください。No. 94 です。こちらでは、国や都の災害想定に基づいた対策だけではなく、その想定を超えた災害への対処を計画に盛り込むべき、との御意見をいただいております。これに対する区の考え方といたしまして、本計画では国や東京都が示す被害想定を前提とした上で、あらゆる自然災害に対処することを目的としており、想定以上の災害については国や東京都の動向を踏まえ、対応に努めてまいり、と回答させていただいております。

続きまして 10 ページをお願いいたします。No. 103 です。こちらでは、「避難所の運営は地域住民が中心となっていくこと」という記載から、「避難してきた地域住民が中心となっていくこと」に記載を変更してもらいたいとの御意見をいただいております。これに対する区の考え方といたしまして、避難所の運営は避難された方のみではなく、在宅避難をされている方等も含め、全ての地域住民の方に御協力いただきたい事項であること、またこうした考え方につきましては各種訓練、また説明会などの機会を活用して普及啓発を図っていく、との回答をさせていただいております。

続いて 11 ページをお願いいたします。こちらからは風水害対策編の御意見となります。まず初めに No. 117 です。こちらでは垂直避難施設につきまして、協定の締結できた施設をハザードマップ上で公開すべき、との御意見をいただいております。これに対する区の考え方といたしましては、垂直避難施設は最終手段であることから、平時から活用を検討するハザードマップ等への掲載については慎重に検討してまいり、との回答をいたしております。

12 ページをお願いいたします。No. 128 です。こちらでは水害履歴に関して、平成 5 年以降の水害履歴のみの記載ではなく、今年が荒川放水路の通水 100 周年であることから、100 年分の水害履歴を本計画に掲載すべき、との御意見をいただいております。これに対する区の考え方といたしましては、風水害の履歴を風化させないために履歴を記載することは理想的ではありますが、100 年分の分量を記載することは非常に困難であるため、平成 5 年以降の履歴のみ記載しており、今後いただきました御意見を参考にいたしまして、区のホームページ等への記載を検討してまいり、との回答をさせていただいております。

最後に 14 ページをお願いいたします。No. 142～No. 145 までは、本計画内の記載事項に関する御意見をいただいております。恐れ入りますが【別紙 2】を御覧いただきたいと思っております。この御意見を踏まえまして【別紙 2】にお示しのとおり記載内容を修正し、お配りしております計画(案)の冊子を作成させてい

たきました。

大変恐れ入ります、一番初めの資料 1【審議事項 1】にお戻りください。今後のスケジュールですが、4 月 1 日から区の公式ホームページにおいて本計画の公開を行ってまいります。また、北区ニュース(防災特集号)においても計画体系の概要等をお示しするなど、区民の皆様への周知に努めてまいります。

北区地域防災計画の改定について御説明いたしました。御審議のほどよろしく願いいたします。

<質疑・意見等>

- ・ 特になし。

○山田区長

それではただいまの事務局からの説明につきまして、御意見、御質問がございましたらお伺いしたいと思います。よろしく願いいたします。よろしいでしょうか。

では次に審議事項②東京都北区防災会議の委員構成一部見直しについて、事務局から説明をお願いいたします。

○防災・危機管理課長

防災・危機管理課長の栗生です。私からは審議事項②東京都北区防災会議の委員構成の一部見直しについて御説明いたします。着座にて失礼いたします。お手元の資料 2 を御覧ください。

初めに 1 の要旨です。現在の東京都北区防災会議は庁内及び庁外の委員で構成しておりますが、昨年度の防災会議で報告させていただきましたように、庁内において総合的に防災対策を検討することを目的に、庁議メンバーで構成する「東京都北区防災対策調整会議」を設置いたしました。これを受けまして、今回本防災会議の庁内委員について大幅な見直しを行いました。

また、懸案であります「女性委員の拡充」や「新しい分野からの委員の追加」の視点を踏まえまして、新たに庁外委員の追加を行いました。

次に 2 の見直しの概要についてです。(1) 庁内委員の見直しにつきましては、枠内にお示しのメンバー 14 名を現委員から外します。これによりまして、庁内委員につきましては現在の 21 名から 7 名に変更になります。

(2) 庁外委員の追加につきましては、お示しの 3 つの団体を新たに追加いたします。これによりまして、令和 6 年度の防災会議の委員数につきましては現在の 55 名から 14 名減りまして 3 名追加となりますので、定数は 44 名となります。

なお、引き続き女性委員の拡充や新しい分野からの委員の追加の視点を踏まえまして、新たな委員の増加について検討してまいります。

また、本日、席上に令和 6 年度の委員の変更届等を配布しております。来年度の委員の選任に当たりましては、可能な範囲での女性委員の御検討をお願いしたいと思います。私からの説明は以上となります。御審議、よろしく願いいたします。

○山田区長

ただいまの事務局からの説明につきまして、御意見、御質問がございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

<質疑・意見等>

- ・ 特になし。

○山田区長

それでは次にまいります。(2) 報告に移りたいと思います。①防災対策特別委員会報告事項について、事務局から説明をお願いいたします。

○防災・危機管理課長

引き続き私から報告事項①防災対策特別委員会報告事項について御説明いたします。お手元の資料 3 を御覧ください。初めに報告事項の一覧になります。前回の 8 月 30 日の防災会議以降に開催されました防災対策特別委員会での報告事項一覧になります。全部で 8 件となりますが、本日は 2 点について少し補足を加えて御説明させていただきます。

初めに 1 点目として、風水害対応に関する今後の進め方についてです。資料の 7 ページを御覧ください。2 の具体的な進め方の(1)基本方針の改訂及び避難者数の再算出について説明させていただきます。

令和2年3月に作成した「東京都北区大規模水害を想定した避難行動の基本方針」では、荒川氾濫時に浸水想定区域に居住する区民の皆様は、高台への立ち退き避難を推奨しているところです。

一方で、首都圏における大規模水害広域避難検討会では、浸水想定区域内であったとしても、一定条件を満たす場合、自宅等にとどまって安全を確保することが可能である旨が示されています。また、広域避難に関する具体的な検討も進んでいることから、基本方針の改訂を行うこととしまして、屋内安全確保が可能な地域の整理や避難者数の再算出を行っているところです。

なお、広域避難検討会で示されています屋内安全確保が可能な条件といたしましては、※にお示しの3点、Ⅰ浸水継続時間が3日未満で、水が引くまで備蓄等で対応可能であること、Ⅱ居室が浸水深より高いこと、Ⅲ居室が氾濫流により家屋流失のおそれがある区域(家屋倒壊等氾濫想定区域)外に位置することになります。

この検討会の条件に加えまして、現在北区の地理的条件に応じた条件を追加することを検討しているところです。また、屋内安全確保が可能となる人数につきましては、現在、精査を行っているところですが、約3万人を想定しております。今後、基本方針につきましては、イラスト等を活用し、分かりやすい内容とした上で、対象地域にお住いの区民の皆様に丁寧な説明をまいります。

次に2点目といたしまして、令和6年度能登半島地震への北区の対応について御説明します。資料83ページまでお進みください。83ページ、2の対応経過等について簡単に御説明いたします。大きく4点になります。1点目としまして、(1)個別支援についてです。防災協定を締結しております山形県酒田市につきましては、津波対応の避難所を開設したものの、大きな被害がなかったため、支援の必要がない旨を確認したところです。

(2)対口支援(カウンターパート支援)についてです。国や東京都をはじめとする関係機関と協力しながら、被災地の救援、復興支援に連携して取り組んでいく旨を北区の基本的な考え方として確認しているところです。その後、総務省等の調整によりまして、東京都が石川県輪島市の対口支援団体となりました。

なお、対口支援については、※の下線部分になりますが、大規模災害発生時に被災自治体と支援する自治体をペアにして総合的に支援する方式となっております。資料は2月2日時点のもので、そのときには北区への割り当てが来ておりませんでした。その後、特別区長会を通じて割り当てがありまして、石川県輪島市につきましては3月5日(火)から13日(水)までの8泊9日で、罹災証明受付業務等について戸籍住民課職員を1名派遣したところです。

また、こちらの資料にはございませんが、石川県七尾市から環境省等を通じて依頼がありまして、清掃車両を伴う職員派遣の要請があったため、2月19日(月)から23日(金)までパッカー車1台とリサイクル清掃課職員1名、北区清掃事務所作業員5名を派遣したところです。今後も特別区長会等を通じて北区に依頼があった場合には、引き続き対応してまいりたいと考えております。

次に3点目として(3)物資等の提供についてです。給水車につきましては、スタッドレスタイヤに変更するなど、要請があった場合に対応できるように準備をしたところです。また、すぐに提供することが可能な物品、ペットボトルの水や粉ミルク等についてはリストアップを行いまして、石川県の登録フォームに入力してスタンバイしたところです。

結果としましては、今回、物資の提供等の対応はありませんでしたが、今回の給水車のスタンバイや物資提供の準備については、今後の被災地支援の対応に資する経験になったと捉えております。

資料の84ページをお願いいたします。最後に4点目としまして(4)災害義援金の受付についてです。区役所本庁舎をはじめとしてお示しの施設に募金箱を設置して義援金を受け付けております。なお、区の窓口や募金箱で個人や団体から受け付けました義援金につきましては、3月15日時点で1,900万円余となっております。お預かりしました義援金は日本赤十字社を通して全額が被災地に配分されます。

また、区職員と区議会議員からの義援金については、1月24日に社会福祉法人中央共同募金会を通じて124万円余の金額をお送りしたところです。私からの報告は以上となります。

○山田区長

ただいまの事務局からの説明につきまして、御意見、御質問がございましたら、どうぞお願いいたします。

<質疑・意見等>

- ・ 特になし。

○山田区長

ございませんようでしたら次の報告事項に移らせていただきます。

②北区マンション防災マニュアルの策定について、事務局から説明をお願いいたします。

○地域防災計画担当副参事

私から報告事項②北区マンション防災マニュアルの策定につきまして御説明させていただきます。

お手元にお配りさせていただいております黄色の冊子がマニュアルとなっております。北区におきましても、区民の約7割近くの方々がマンションなどの共同住宅に居住しております。分譲・賃貸マンション等を問わず、マンションのお住まいの方々への防災意識の啓発を行うとともに、管理会社また管理組合に対しても、取り組むべき対策などをお示したマニュアルとなっております。

それでは本マニュアルの内容につきまして簡単に御説明させていただきます。まず1枚おめくりいただきまして、左下に2ページと書かれているページにはリード文と目次を記載しております。目次にお示ししておりますが、本マニュアルでは大きく、マンションの被害の特徴、自助としての各家庭での防災対策、共助としてのマンション管理組合や居住者同士で取り組むべき防災対策、震災時の行動マニュアルの作成と防災訓練、町会・自治会活動の構成とさせていただいております。

続きまして3ページをお願いいたします。こちらではマンションにおける被害の特徴等をお示しております。

続いて4ページ、5ページでは室内の安全対策をイラストでお示しておりますが、家具の転倒防止の案内、また食料や簡易トイレの備蓄等を御案内するとともに、建物ごとに避難方法等も異なっておりますので、事前に避難経路を確認しておくこと、また定期的に避難訓練等を実施することの案内をさせていただいております。

続いて6ページを御覧ください。6ページから8ページに関しては、管理会社また居住者同士での取り組みを記載しております。9ページから10ページでは震災時の行動マニュアルの作成等について記載しております。11ページでは町会・自治会の活動内容等を掲載しております。ここでは加入の御案内等も併せて行っております。

最後の12ページは東京都また北区で実施しております支援事業の案内等を記載しております。このマニュアルについては、北区公式ホームページでデータを公開するとともに区有施設での配布、また町会・自治会への配布等を行ってまいります。簡単ではございますが、北区マンション防災マニュアルについて御報告させていただきました。

○山田区長

ただいまの御説明につきまして、御意見、御質問がございましたらお願いいたします。

<質疑・意見等>

- ・ 特になし。

○山田区長

よろしければ次にまいります。

③北区帰宅困難者対策指針の策定について、事務局から説明をお願いいたします。

○地域防災計画担当副参事

引き続きまして私から、報告事項3となります東京都北区帰宅困難者対策指針につきまして、御説明させていただきます。お手元の資料のうち資料5がこちらの指針となっております。このたび帰宅困難者対策の実効性を高めていくことを目的といたしまして、新たに対策指針を策定したものです。

それでは内容につきまして、要点を絞り御説明させていただきます。2ページまでお進みください。こちらでは帰宅困難者対策の基本的な考え方や国や首都圏、主に東京都になりますが、動向をお示しております。この帰宅困難者対策につきましては、東日本大震災におきまして大量の困難者が発生したことを契機に取り組みを進めてきたところです。

なお、下段の囲いにお示しておりますが、東京都におきましては条例を制定いたしまして、都民や事業者に対して努力義務を定めるとともに、官民の連携体制の整備、また一時滞在施設の確保に向けた連携について定めております。

続いて資料の3ページをお願いいたします。令和4年度に東京都から公表されました被害想定において、都内では約453万人の帰宅困難者が発生することが想定されております。北区内においても約5万3千人の帰宅困難者が想定されておりますが、このうち行き場のない帰宅困難者は約7,800人の想定となっております。この困難者についての対応等を本指針では対策として整理しております。

なお、行き場のない帰宅困難者につきましては、災害時に自宅から外出している方々のうち、企業や学校等に所属していない身の寄せ場のない人を指しているものです。

中段には国における対策の推進体制といたしまして囲いでお示しておりますが、平成24年度に北区

帰宅困難者対策検討会を設置いたしまして、基本方針を定めてきたところです。また、この囲いの下の記載になりますが、平成 25 年度以降、赤羽、王子、田端の 3 駅を対象に、駅前滞留者対策協議会を設置し、毎年、協議会において訓練等の取り組みを実施しております。なお、次年度以降についてはこの協議会において個別の具体ルールを策定する予定です。

次に 4 では本指針の位置づけ、またその対象範囲を記載しておりますが、本指針においては「大規模な地震その他の災害が発生したことに伴い、鉄道・路線バス等の公共交通機関が運行を停止し、当分の間復旧の見通しが不明な状況」を対象とさせていただきます。

続いて 6 ページをお願いいたします。帰宅困難者対策の大原則といたしまして、発災後 3 日間は従業員等の帰宅抑制を事業者に求めておりますので、必要な備蓄等の対策につきましてこちらでお示しさせていただきます。

11 ページまでお進みください。11 ページ、12 ページでは区内外における一時滞在施設の一覧を記載しております。なお、この一覧につきましては、公表してもよいとの了承を得た施設のみ記載しております。そのほか非公表の施設がございますので、この非公表の施設につきましては発災後に区のホームページ、また東京都が現在準備を進めております帰宅困難者対策システム等で区民の皆様に公表していくこととなります。

次ページ以降につきましては、先ほども御説明いたしました駅前滞留者対策協議会の役割、また区災害対策本部との関係性等をお示ししております。本指針につきまして、簡単ではございますが説明は以上となります。

帰宅困難者対策につきましてはこれまでも取り組みを進めてきたところでございますが、今年度改めて指針として対策の整備を行ったところです。次年度以降、この指針に基づきまして駅ごとの行動ルールの策定を進めていくとともに、訓練等へ取り組んでまいります。また、東京都との連携を深めながら一時滞在施設のさらなる確保に努めてまいります。大変長くなりましたが、帰宅困難者対策指針についての説明は以上でございます。

○山田区長

ただいまの御説明につきまして、御意見、御質問がございましたらお願いいたします。

<質疑・意見等>

- ・ 特になし。

○山田区長

よろしければ次の報告事項に移らせていただきます。

④令和 5 年度北区防災対策事業の主な実績について、事務局から説明をお願いします。

○防災・危機管理課長

報告事項 4、令和 5 年度北区防災対策事業の主な実績について御報告いたします。お手元の資料 6 を御覧ください。主な実績について簡潔に御報告いたします。

初めに、2 の福祉避難所開設訓練の実施についてです。大規模災害等に備えるため、初動対応、避難所の設営、避難者の受け入れ等を行う訓練につきまして、区立特別養護老人ホーム上中里つつじ荘で開催しました。80 名の参加があったところです。

次に 3 のオンライン防災イベントの実施についてです。昨年度は地震をテーマに実施いたしましたが、今年度は風水害をテーマに出水期前の時期として 6 月 18 日(日)に開催いたしました。

次に 5 のコミュニティ・タイムラインの作成支援の実施についてです。昨年度は堀船地区をモデルとして実施しましたが、今年度は浮間地区と豊島地区で実施いたしました。それぞれの地域でコミュニティ・タイムラインを作成しまして、2 月 20 日号の北区ニュースとともに対象地域の全戸に配布いたしました。

資料の 2 ページをお願いいたします。7 の個別避難計画の作成支援についてです。表にお示しの優先度 A の方、154 名につきまして、訪問調査等を行っておりまして、現在計画の作成を進めているところです。

次に 8 の一般社団法人北区薬剤師会との連携による大規模災害時医療機関情報の公開についてです。震度 6 弱以上の地震が発生した場合に、北区薬剤師会が開発しましたシステムを活用いたしまして、北区医師会、北区歯科医師会、滝野川歯科医師会、北区薬剤師会等と連携して収集した各医療機関の情報を区の公式ホームページで公開することといたしました。

次に 9 の備蓄物資の充実についてです。①避難所運営用蓄電池について、区内 57 の避難所へ配備いたしました。また、②防水ライトにつきまして、緊急医療救護所 5 カ所への配備を行いました。

最後に 11 の防災まちづくりについてです。①岩淵町の一部におきまして、住宅市街地総合整備事業を開始し、岩淵かっぱ広場をリニューアル整備いたしました。令和 5 年度の主な事業についての報告は以上となります。

○山田区長

ただいまの事務局からの説明につきまして、御意見、御質問はいかがでしょうか。

<質疑・意見等>

- ・ 特になし。

○山田区長

ないようでしたら次に移ります。

⑤令和 6 年度北区防災対策事業の概要について、事務局から説明をお願いします。

○防災・危機管理課長

続きまして私から報告事項、令和 6 年度北区防災対策事業の概要について御報告をいたします。お手元の資料 7 を御覧ください。

先ほどの実績と同様に新規事業等を中心に簡潔に御報告いたします。1 の自主防災組織等に関連する取り組みにつきましては、お示しのとおりとなります。

2 の備蓄物資につきましては、(1)避難者用蓄電池の配備につきまして、能登半島地震を踏まえた緊急対応として避難者のスマートフォン等の電源を確保するため、区内 56 の避難所へ蓄電池を配備してまいります。

(2)通訳タブレットの配備につきましては、避難所での多言語対応を目的として、手話通訳を含む 13 カ国語でのビデオ通話通訳のため、水害対応避難所 12 カ所へ通訳タブレットを配備いたします。

(3)簡易トイレ袋の充実につきましては、(1)の蓄電池と同様に能登半島地震を踏まえた緊急対応といたしまして、区内 56 避難所の備蓄を増量してまいります。

(4)災害備蓄犬用トイレシート等の配備につきましては、ペット同行避難への対応といたしまして、避難所に配備してまいります。

資料 3 ページ目までお進みください。4 の令和 6 年度の新規・拡充事業になります。(1)防災関係計画の策定・改定についてです。本日、御承認をいただきました地域防災計画を踏まえまして、資料にお示しの 5 つの計画、マニュアルについて令和 6 年度、7 年度の 2 カ年をかけて策定・改定をしております。区における災害対応の具体化を図るとともに、その実効性を高め、災害への全庁的な対応力を向上させてまいります。

なお、策定支援を行う事業者につきまして、現在プロポーザルを実施しておりまして、28 日(木)に第二次審査としてプレゼンテーション審査を実施して決定していく予定となっております。

次に(2)地区防災計画の策定支援についてです。災害に関する事前の対策や発災時の相互支援の活動等を地区ごとに具体化し、地域が主体となって策定する「地区防災計画」を整理するための支援を行ってまいります。令和 8 年度まで全 19 地区での計画策定を目指しておりまして、初年度となります令和 6 年度につきましては 5 地区を予定しているところです。現在、各連合町会宛てに計画策定期間についての意向調査を行っているところです。

次に(3)大規模水害への対応強化についてです。①北区大規模水害避難行動支援計画に基づく避難支援につきましては、要配慮者、要施設向けのクラウド型のサービスを活用しまして、各施設の避難確保計画の作成を支援してまいります。②コミュニティ・タイムライン作成支援につきまして、令和 6 年度は赤羽北地区及び神谷地区にて作成支援を実施いたします。

資料の 4 ページをお願いします。(5)総合防災情報システム(防災 TUMSY)の機能強化についてです。現在、導入しているシステムを最新のクラウド版のバージョンアップしてまいります。災害対策本部活動の DX 化を推進するとともに、区民向けに防災ポータルサイト及び防災アプリを導入しまして、避難情報の発令や避難所の開設情報などを一元的に確認できるようにいたします。本部のシステムについては 4 月 1 日からの稼働、ポータルサイトについてはゴールデンウィーク明け、防災アプリは APP Store 等の審査が通り次第順次導入していく予定となっております。

次に(6)防災行政無線(同報系)制御卓等の方針についてです。老朽化しております防災行政無線制御卓を更新しまして、放送と連動して北区メールマガジンや防災ポータルに放送内容を配信できるようにしますとともに、防災センターと区役所本庁舎の無線室で同様の機能を操作できるように機能を向上させてまいります。

次に(7)災害対策用 STARINK の配備についてです。大規模災害発災時の停電や通信途絶といったいかなる状況下においても、ネットワークを確保して、クラウド型のシステムによる業務継続を可能とするため、災害対策用 STARINK の導入をしております。能登半島地震でも活用がされたところですが、全国的にも導入が少なく、23 区としては初の導入という形になります。

次に(8)北区災害廃棄物処理計画の改定についてです。現在の計画は平成 31 年 3 月に策定したところですが、それ以降、国や都を含め災害廃棄物処理をめぐる体制に変化が生じていることを踏まえまして、現行計画の改定を行っております。

最後に 5、防災まちづくりについてです。(1)(仮称)北区強靱化プロジェクトの策定につきましては、風水害・地震・噴火をはじめ北区が直面する様々な危機に対して、強靱化に資する事業等について、区民に分かりやすく取りまとめて策定しております。

(2)密集事業につきましては、令和 6 年度は十条北地区及び志茂・岩淵地区において、地区計画等の策定・変更や新たな防火規制区域の拡大・指定に取り組んでまいります。

(3)不燃化推進特定整備事業につきましては、令和 6 年度は引き続き老朽建築物等の除却助成を行うとともに、現在の建て替え助成の対象に建築工事費の一部を新たに追加し、不燃化への取り組みを促進しております。

(4)不燃化加速事業につきましては、老朽建築物の除却や建て替えに対する助成事業として令和 6 年度から十条北地区において開始いたします。

最後に(6)無電柱化チャレンジ事業につきましては、令和 6 年度は電線共同溝本体の整備工事を開始しております。令和 6 年度北区の防災対策事業の概要については以上となります。

○山田区長

ただいまの御説明につきまして、御意見、御質問がございましたらお願いいたします。

<質疑・意見等>

- ・ 特になし。

○山田区長

最後に⑥その他となっておりますが、皆様から何か報告事項がございましたら、ぜひこの場で御報告いただきたいと思います。いかがでしょうか。ないようでしたら最後に事務局から何かありますか。

○事務局

- ・ 特になし。

5. 閉会

○山田区長

ありがとうございます。皆様からの御報告もなしということで、以上をもちまして本日予定の内容は全て終了とさせていただきたいと思っております。委員の皆様には御協力をいただき深く感謝申し上げます。ありがとうございます。

簡単に御挨拶させていただきます。

御審議、ありがとうございました。改めて北区といたしましても、北区強靱化、令和 6 年度は東京都も策定しております強靱化の対応を北区版として作りまして、区民の方々にあらゆる災害に強い北区をお示し、連携をお願いしていきたいと思っております。引き続き皆様の御協力、御理解を賜りますことを改めてお願いし、御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

では、事務局にお返しします。

○防災・危機管理室長

山田会長、ありがとうございました。委員の皆様におかれましては、長時間にわたりまして御審議いただきましてありがとうございます。これらもちまして令和 5 年度第 2 回北区防災会議を終わらせていただきます。お忙しい中、御出席をいただきまして大変ありがとうございました。お忘れ物のないようお気をつけてお帰りください。本日はどうもありがとうございました。

以上

別表

東京都北区防災会議委員名簿

会長 東京都北区長 山田 加奈子

令和6年3月22日時点

No	委嘱(委任)区分	委員		氏名	代理者名	出欠
		役職				
1	指定地方行政機関の職員	財務省関東財務局 東京財務事務所統括国有財産管理官		吉田 茂人	—	欠席
2	(条例第3条5-1)	国土交通省関東地方整備局 荒川下流河川事務所長		出口 桂輔	棚瀬 義一	代理出席
3	東京都の知事の部内の職員	建設局第六建設事務所 所長		城田 峰生	—	出席
4	(条例第3条5-2)	交通局北自動車営業所 所長		戸澤 光一	関 実	代理出席
5		水道局北部支所 所長		金子 玲賢	—	出席
6		下水道局西部第二下水道事務所 所長		北村 隆光	—	欠席
7	警視庁の警察官	警視庁第十方面本部 本部長		渡會 幸治	那須 周	代理出席
8	(条例第3条5-3)	警視庁滝野川警察署 署長		稲垣 政美	蝶名林 研輔	代理出席
9		警視庁王子警察署 署長		菅原 慎一	若杉 健治	代理出席
10		警視庁赤羽警察署 署長		佐野 恭一	道林 桂司	代理出席
11	陸上自衛隊第一師団の隊員(条例第3条5-4)	陸上自衛隊第一師団 第一普通科連隊第二中隊長		武石 泰明	—	出席
12	東京消防庁の消防吏員又は消防団員	東京消防庁第五消防方面本部 本部長		西原 良徳	—	出席
13	(条例第3条5-7)	東京消防庁王子消防署 署長		永池 昌直	—	出席
14		東京消防庁赤羽消防署 署長		小澤 浩志	—	出席
15		東京消防庁滝野川消防署 署長		村上 元	—	出席
16		王子消防団 団長		榎本 清美	—	出席
17		赤羽消防団 団長		大橋 英雄	齋藤 澄男	代理出席
18		滝野川消防団 団長		岡野 一也	—	出席
19	公共的機関の職員	東日本旅客鉄道株式会社 王子駅 駅長		今村 基之	—	出席
20	(条例第3条5-8)	東京地下鉄株式会社 後楽園駅務管区 王子区長		杉山 康	西村 淳	代理出席
21		東日本電信電話株式会社 東京事業部 東京北支店 支店長		金子 朋廣	大谷 隆	代理出席
22		東京電力パワーグリッド株式会社 大塚支社 支社長		深澤 浩一	—	出席
23		東京ガス株式会社 東京東支店 支店長		伊藤 あすか	大野木 幸夫	代理出席
24		日本郵便株式会社 王子郵便局 局長		伊東 浩治	—	欠席
25		首都高速道路株式会社 東京東局 副局長		小沢 清隆	—	欠席
26		東京都北区医師会 会長		増田 幹生	—	欠席
27		東京都北歯科医師会 会長		村上 義和	—	出席
28		東京都滝野川歯科医師会 会長		鈴木 守	—	出席
29		北区薬剤師会 会長		野口 修	—	出席
30		公益社団法人地域医療振興協会 東京北医療センター 副看護部長		林 喜久子	—	出席
31		公益社団法人東京都助産師会北地区分会 会長		浦澤 直子	—	出席
32	自主防災組織の長又は学識経験者	北区町会自治会連合会 会長		下山 豊	—	欠席
33	(条例第3条5-9)	一般社団法人減災・復興支援機構 理事長		木村 拓郎	—	出席
34	区長の部内の職員	副区長		中嶋 稔	—	出席
35	(条例第3条5-5)	副区長		犬飼 武	—	出席
36		技監(副区長兼務)		—	—	—
37		政策経営部長		藤野 浩史	—	出席
38		総務部長		中澤 嘉明	—	出席
39		危機管理室長		小宮山 庄一	—	出席
40		地域振興部長		松田 秀行	—	欠席
41		区民部長		早川 雅子	—	欠席
42		生活環境部長		雲出 直子	—	出席
43		福祉部長		村野 重成	—	出席
44		健康部長(北区保健所長兼務)		—	—	—
45		北区保健所長		尾本 光祥	—	出席
46	区長の部内の職員	まちづくり部長		寺田 雅夫	—	出席
47		防災まちづくり担当部長		安間 三千雄	—	出席
48	(条例第3条5-5)	都市拠点デザイン担当部長(副区長兼務)		—	—	—
49		鉄道駅関連プロジェクト担当部長(副区長兼務)		—	—	—
50		土木部長		岩本 憲文	—	出席
51		会計管理室長		関根 和孝	—	出席
52		教育振興部長		小野村 弘幸	—	欠席
53		子ども未来部長		筒井 久子	—	出席
54		区議会事務局長		峯崎 優二	—	出席
55	区の教育委員会の教育長(条例第3条5-6)	教育長		清正 浩靖	—	出席